

第一種共同漁業	あおのり漁業 あわび漁業 どごぶし漁業 さざえ漁業 ばていら漁業 うに漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 たこ漁業 あじ小型定置漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで 四月一日から九月十五日まで 四月一日から八月十五日まで 七月一日から翌年五月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで 一月一日から翌年五月三十一日まで 八月一日から翌年五月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで
---------	---	---

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 勝浦市大沢、浜行川、興津、守谷、鶴原及び吉尾

7 条件 身綱の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

その四十六

1 公示番号 共第四十六号

2 漁場の位置 勝浦市松部から部原に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南七十五号、ア、イ、ウ、エ及び基点南七十八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南七十五号 北緯三五度〇八分一四・九〇七七秒、東経一四〇度一七分二八・七八一一秒の点（勝浦市吉尾と同市松部との境界付近に設置した標柱）

基点南七十六号 北緯三五度〇八分二三・三一八九秒、東経一四〇度一八分五〇・五三八九秒の点（勝浦市勝浦二四七番地竹田場旧鳴海莊跡地内の与謝野晶子歌碑）

基点南七十八号 北緯三五度一〇分一九・八一九〇秒、東経一四〇度二〇分三六・一五七四秒の点（勝浦市と夷隅郡御宿町との境界付近に設置した標柱（通称海岸崖の穴））

ア 北緯三五度〇八分〇一・九〇四六秒、東経一四〇度一八分〇一・一九三五秒の点（基点南七十五号から一四度九〇メートルの点）

イ 北緯三五度〇六分四四・六九九六秒、東経一四〇度一八分〇八・五三〇四秒の点

ウ 北緯三五度〇四分三八・一四三七秒、東経一四〇度二〇分五六・五九五一秒の点（基点南七十六号から一五五度七、六三五メートルの点）

エ 北緯三五度〇六分三六・五〇八三秒、東経一四〇度一五分一一・八〇五五秒の点（基点南七十八号から一三三度一〇分一〇、〇〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業 てんぐさ漁業 つのまた漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 はばのり漁業 いわのり漁業 ほんだわら漁業 あおのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで 四月一日から十月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで 九月一日から翌年五月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで 九月一日から翌年五月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで 九月一日から翌年五月三十一日まで

あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	"
なまこ漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
いせえび漁業	"
たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 勝浦市松部、串浜、浜勝浦、勝浦、墨名、出水、川津、沢倉、新官及び部原

7 条件 勝浦漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その四十七

1 公示番号 共第四十七号

2 漁場の位置 勝浦市地先

3 漁場の区域 次の基点南七十三号、ア、イ、ウ及び基点南七十八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南七十三号 北緯三五度〇六分五五・四五九六秒、東経一四〇度一一分四二・七九八七秒の点（鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱）

基点南七十六号 北緯三五度〇八分二三・二一八九秒、東経一四〇度一八分五〇・五三一八九秒の点（勝浦市勝浦一四七番地竹田場旧鳴海莊跡地内の与謝野晶子歌碑）

基点南七十八号 北緯三五度一〇分一九・八一九〇秒、東経一四〇度二〇分三六・一五七四秒の点（勝浦市と夷隅郡御宿町との境界付近に設置した標柱（通称海岸崖の穴））

ア 北緯三五度〇五分一四・五九八九秒、東経一四〇度一一分〇・一五一七秒の点（基点南七十三号から一〇〇度五〇分三、〇〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度〇七分〇五・六四四九秒、東経一四〇度一九分三四・〇六五一秒の点（基点南七十六号から一五五度二・六三五メートルの点）

ウ 北緯三五度〇八分四八・二八四一秒、東経一四〇度一一分三三・七三五八秒の点（基点南七十八号から一三三度一〇分四、一〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いなだ固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひらめ固定式刺し網漁業	"

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 勝浦市

7 条件 勝浦漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その四十八

1 公示番号 共第四十八号

2 漁場の位置 夷隅郡御宿町地先

3 漁場の区域 次の基点南七十八号、ア、イ及び基点南七十九号の一の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南七十八号 北緯三五度一〇分一九・八一九〇秒、東経一四〇度二〇分三六・一五七四秒の点（勝浦市と夷隅郡御宿町との境界付近に設置した標柱（通称海岸崖の穴））

基点南七十九号の一 北緯三五度一一分三四・一七四八秒、東経一四〇度二二分五六・七八
 ○一秒の点（夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度〇六分三六・五〇八三秒、東経一四〇度二五分二二・八〇五五秒の点（基点
 南七十八号から一三三度一〇分一〇、○〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度〇九分一七・五八一〇秒、東経一四〇度二九分三八・四三一八秒の点（基点
 南七十九号の一から一一一度九分一、○〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いわのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 夷隅郡御宿町

7 条件 なし

その四十九

1 公示番号 共第四十九号

2 漁場の位置 夷隅郡御宿町地先

3 漁場の区域 次の基点南七十八号、ア、イ及び基点南七十九号の一の各点を順次に結んだ
 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南七十八号 北緯三五度一〇分一九・八一九〇秒、東経一四〇度二〇分三六・一五七四
 秒の点（勝浦市と夷隅郡御宿町との境界付近に設置した標柱（通称海岸崖の
 穴））

基点南七十九号の一 北緯三五度一一分三四・一七四八秒、東経一四〇度二二分五六・七八
 ○一秒の点（夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度〇八分四八・一八四一秒、東経一四〇度二二分三三・七三五八秒の点（基点
 南七十八号から一三三度一〇分四、一〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度一〇分四四・五四六八秒、東経一四〇度二五分二二・八七九〇秒の点（基点
 南七十九号の一から一一一度九分四、〇〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	こち固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひらめ固定式刺し網漁業	"

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 夷隅郡御宿町

7 条件 なし

その五十

- 1 公示番号 共第五十号
- 2 漁場の位置 いすみ市地先
- 3 漁場の区域 次の基点南七十九号の一、ア、イ、ウ、エ及び基点北一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点南七十九号の一 北緯三五度一一分三四・一七四八秒、東経一四〇度二二分五六・七八〇一秒の点（夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱）
基点南八十号 北緯三五度一二分〇五・三四八四秒、東経一四〇度二三分四一・四三一六秒の点（いすみ市岩船と同市大原との境界付近に設置した標柱）
基点北一号 北緯三五度一九分四六・六〇九七秒、東経一四〇度二三分四九・五五〇一秒の点（いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱）
ア 北緯三五度〇九分一七・五八一〇秒、東経一四〇度二九分三八・四三一八秒の点（基点南七十九号の一から一一度九分一、〇〇〇メートルの点）
イ 北緯三五度一一分一七・七六八六秒、東経一四〇度二一分一四・七六九八秒の点（基点南八十号から一〇五度二八分の延長線上の点）
ウ 北緯三五度一二分〇七・三〇一六秒、東経一四〇度二五分三四・五三八四秒の点
エ 北緯三五度二〇分五九・四五三八秒、東経一四〇度二八分五六・〇四六六秒の点（基点北一号から八四度二三、〇〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	つのまた漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いわのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	かき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 いすみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町
- 7 条件 大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
- その五十一
- 1 公示番号 共第五十一号
- 2 漁場の位置 いすみ市地先
- 3 漁場の区域 次の基点南七十九号の一、ア、イ、ウ及び基点北一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点南七十九号の一 北緯三五度一一分三四・一七四八秒、東経一四〇度二二分五六・七八〇一秒の点（夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱）
基点南八十号 北緯三五度一二分〇五・三四八四秒、東経一四〇度二三分四一・四三一六秒の点（いすみ市岩船と同市大原との境界付近に設置した標柱）
基点北一号 北緯三五度一九分四六・六〇九七秒、東経一四〇度二三分四九・五五〇一秒の点（いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱）

秒の点（いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度一〇分四四・五四六八秒、東経一四〇度二五分二二・八七九〇秒の点（基点
南七十九号の一から一二度九分四、〇〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度一一分〇九・六四九九秒、東経一四〇度二七分四一・一〇七八秒の点（基点
南八十号から一〇度五分二八分六、三〇〇メートルの点）

ウ 北緯三五度二〇分一八・五一三八秒、東経一四〇度三〇分二三・六二七四秒の点（基点
北一号から八四度一〇、〇〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	ひらめ固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 いすみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町

7 条件 大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その五十二

1 公示番号 共第五十二号

2 漁場の位置 長生郡一宮町から白子町に至る地先

3 漁場の区域 次の基点北一号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点北五号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点北一号 北緯三五度一九分四六・六〇九七秒、東経一四〇度二三分四九・五五〇一秒の点（いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱）

基点北五号 北緯三五度二八分一八・九〇一六秒、東経一四〇度二四分五三・四一三一秒の点（長生郡白子町と大網白里市との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度一九分五一・四一八一秒、東経一四〇度二四分四八・六五六六秒の点（基点
北一号から八四度一、五〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度二二分五九・六四八八秒、東経一四〇度二四分二六・六六四一秒の点

ウ 北緯三五度二四分五七・四七〇〇秒、東経一四〇度二四分三六・七六四七秒の点

エ 北緯三五度二六分三八・九七〇九秒、東経一四〇度二五分〇四・三〇〇一秒の点

オ 北緯三五度二七分五四・九二五四秒、東経一四〇度二五分四三・八二〇五秒の点（基点
北五号から二一九度五〇分一、四七〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	こたまがい漁業 だんべいきさご漁業 いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで 〃 一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 長生郡一宮町、長生村及び白子町

7 条件 なし

その五十三

1 公示番号 共第五十三号

2 漁場の位置 大網白里市から山武郡横芝光町屋形に至る地先

3 漁場の区域 次の基点北五号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点北十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点北五号 北緯三五度二八分一八・九〇一六秒、東経一四〇度二四分五三・四一三一秒の点（長生郡白子町と大網白里市との境界付近に設置した標柱）

基点北十一号 北緯三五度三六分四一・三五九一秒、東経一四〇度三二分〇九・〇八四六秒の点（山武郡横芝光町屋形と同町木戸との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三五度二七分五四・九二五四秒、東経一四〇度二五分四三・八二〇五秒 の点（基点北五号から一一度五〇分一、四七〇メートルの点）

イ 北緯三五度二九分二六・一四七五秒、東経一四〇度二六分三八・六三三一秒の点

ウ 北緯三五度三〇分四二・九三八八秒、東経一四〇度二七分二六・三五一四秒の点

エ 北緯三五度三二分一八・六五八八秒、東経一四〇度二八分四八・八七五〇秒の点

オ 北緯三五度三四分一二・二〇一二秒、東経一四〇度三〇分三一・四〇三四秒の点

カ 北緯三五度三五分三三・六五九五秒、東経一四〇度三二分〇九・六九六九秒の点

キ 北緯三五度三六分〇五・四八九一秒、東経一四〇度三二分四七・九九二一秒の点（基点北十一号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業 こたまがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで 〃
第二種共同漁業	だんべいきさご漁業	一月一日から十二月三十一日まで 〃

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 大網白里市、山武郡九十九里町、山武市本須賀、白幡、井之内、松ヶ谷、小松、木戸、蓮沼平、蓮沼イ、蓮沼口、蓮沼ハ、蓮沼ニ、蓮沼ホ並びに山武郡横芝光町屋形及び北清水

7 条件 片貝漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その五十四

1 公示番号 共第五十四号

2 漁場の位置 山武郡横芝光町木戸から旭市下永井に至る地先

3 漁場の区域 次の基点北十一号、ア、イ、ウ、エ及び基点北十四号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点北十一号 北緯三五度三六分四一・三五九一秒、東経一四〇度三二分〇九・〇八四六秒の点（山武郡横芝光町屋形と同町木戸との境界付近に設置した標柱）

基点北十二号 北緯三五度四〇分二〇・七一七六秒、東経一四〇度二七分二六・八七四三秒の点（匝瑳市と旭市との境界付近の北九十九里吉崎海岸碑中央点）

基点北十三号 北緯三五度四一分五三・三一一〇〇秒、東経一四〇度四一分〇八・〇五七八秒の点（旭市東足洗と同市三川との境界付近に設置した標鉢）

基点北十四号 北緯三五度四一分三六・一一一一秒、東経一四〇度四二分二六・一三八八秒の点（旭市下永井竜王崎の防波堤旧突端）

ア 北緯三五度三六分〇五・四八九一秒、東経一四〇度二二分四七・九九二一秒の点（基点北十一号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点）

イ 北緯三五度三九分四一・一九四〇秒、東経一四〇度二八分〇一・六八一〇秒の点（基点北十二号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点）

ウ 北緯三五度四一分〇四・七八八五秒、東経一四〇度四一分〇三・五五三一秒の点（基点北十三号から一八三度五〇分一、五〇〇メートルの点）

エ 北緯三五度四一分一三・一二五九七秒、東経一四〇度四二分三三・五三六四秒の点（基点